

令和6年第10回

駒ヶ根市農業委員会

総会議録

令和6年10月29日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (17名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堀澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氷賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (3名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 真武

○ 欠席した委員(5名)

6番 小松 伸治	22番 小池 政幸	25番 白川 真武
11番 上田 佳子	23番 山崎 幸夫	

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第52号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

議事録署名人 12番 (春日)

議事録署名人 13番 (北澤)

開会 令和6年10月29日 午後2時54分
局長 (入谷 吉博君)
それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
定刻より若干早いんですが、本日御参加いただけるという委員の皆様は全員お集まりいただきましたので、ただいまから令和6年第10回農業委員会総会及び協議会を開会させていただきます。

会長 それでは、まず初めに氣賀澤会長から御挨拶をお願いいたします。
(氣賀澤 道雄君)
改めまして、皆様、こんにちは。(一同「こんにちは」)
お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
先日まで、本当に二、三日前まで暑い暑いと言っておりましたが、急に寒くなっていました。今も体育館の西側駐車場に車を止めてひょっと上を見たらライチョウの葉が黄色くなっています。ああこういう時期なんだなというふうに思っております。

それで、おとといには衆議院議員選挙がありまして、御案内のように長野第5区は非常に激戦地ということだったそうです。私は全然分からなかつたんですけども、激戦地だったそうですが、今までの宮下議員と、比例では福田議員が当選したという報告が来ております。

それと、国政のほうでは与党が過半数を取れなかったということで不安定な政局になってくるんじゃないかなというような話も出ております。

上伊那からは小選挙区制になってから初めて2人の議員が選出されたということで、宮下議員さんにとってはちょっと嫌かもしませんけれども、我々からしてみると、窓口が2つになりますので、いろいろと相談に行ける間口が広がったということで、いいんではないかなというふうに個人的には思っています。皆様の考えにつきましては皆様の判断かと思います。

国政はそんな感じですけれども、今日はまたいつもと同じような審議になりますので、御協力のほどをお願いいたします。

以上です。
局長 (入谷 吉博君)
ありがとうございました。
それでは、会議前の一言と農業委員会憲章の朗読については、今回は15番堺澤務委員にお願いいたします。

15番 (堺澤 務君)
一言っていうことで何を話そうかと考えたんですけども、ついこの間、9月23日に五十鈴神社のお祭りがありました。朝から雨が降っていてどうなるかなと思っていたんですけども、何とかお練りを始める頃には雨が上がりま

して、無事に終わることができました。

私は、一応お練りの前で踊っている人たちの師匠っていう形で、それを教えながらやってきたもんですから、かれこれ 40 年間くらいそれをやっているっていう形です。

祭りの衣装についてなんですかけれども、最近は皆大きくなりまして、昔使っていた衣装が着られなくなって何度目かの更新をしたっていうところです。

それで、今回のお祭りはなぜかお酒が非常に少なくて、半分しらふで木の下を飛んで歩いたという状態でした。

今度、4 日に自分たちの部落の後片づけをして全て終わるという形になります。

もうそろそろ引退かなとも思っておりますけれども、まだ体が動くんで、もう 1 回か 2 回は出たいなと思っています。

そんなところで、それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局長　（入谷 吉博君）

大変ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いいたします。

会長　（氣賀澤 道雄君）

それでは、これより令和 6 年 10 月 1 日付、告示第 10 号をもって招集した令和 6 年第 10 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 17 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

6 番 小松伸治委員、11 番 上田佳子委員、22 番 小池政幸推進委員、23 番 山崎幸夫推進委員及び 25 番 白川眞武推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付しております日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 12 番 春日知也委員、13 番 北澤満委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更5-1で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東1筆41m²、図面の中の計画変更5-1の黒塗りした部分が今回の申請地となります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、一般住宅。

内容でございますが、当初計画では隣地の当たる土地とともに住宅用地とするため転用許可を受けていたが、住宅を建築した後、当初計画者の体調不良により市外に転居することとなつたため、これまで事業が完遂されずにいた、今回、新たに申請地へ別の住宅を建築することとなつたため事業計画者を変更したい、承継計画は住宅を建築する土地の敷地の一部として使用するというものでございます。

同日、5条の申請がありましたので、こちらにつきましては後ほど御説明させていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

3 番 (木下 亜紀君)

こちらは、当初、8月に、位置図の黒く囲ってあるところのすぐ左側、何て説明したらいいんでしょう、田んぼのマークが書かれているところと黒塗りになつてあるところを一体の土地としての住宅建設の申請がありまして、そちらについて森委員とともに現地確認をしまして意見書を出した経緯があります。

それで、黒塗り部分については過去の経緯がありまして、黒枠で囲われた[REDACTED]と書いてある住宅がありますけれども、もともとはこちらの住宅を建てるときに転用の申請をしていた部分だったということです。

今回、この黒塗りの部分と田んぼマークの部分を一体とした一つの土地として住宅を建設するということになりましたが、黒塗り部分は8月時点での申請から抜けていたために追加で計画変更申請があったということで、ちょっとややこしい経緯になります。お分かりになりましたでしょうか。

それで、もともと住宅用地とするために平成元年に既に転用許可を受けていましたが、今回、様々な経緯を経て別の方が住宅を建設するということになり

ましたので変更申請が必要になったということで、妥当な申請というふうに思います。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

18番 (吉瀬 久司君)

今の説明の中では今回の申請部分と前回の申請部分を一体の土地として使うっていうことのようなんですが、ここは段差があると思うんですよ、それを一体化して使うっていう考え方なんですか。

3番 (木下 亜紀君)

逆でして、段差がある部分は [] の住宅がある部分——結論から言いますと、田んぼマークのある左側の田んぼと黒塗りの部分は一体化しています。それで、段差があるのは黒塗り部分と [] の土地です。

それで、今回住宅を建てるのは黒塗りの部分と田んぼマークの書いてある部分の一体化した1枚の田んぼです。

主任 (竹村 直人君)

今回の住宅の計画なんですが、すみません、8ページをお開きください。

こちらに5-4で表示してある黒塗りがありまして、今回申請いただいている方の住宅についてはこちらに住宅を建てられるということになります。

それで、こちらに5-4の中に計画変更に上げさせていただいている土地が含まれておりまして、その部分は当初違う部分の住宅用地ということで申請いただきましたので、今回、計画変更として5-4の宅地の一部として使うという申請になります。

18番 (吉瀬 久司君)

この小さい黒いところが変わることですね。

主任 (竹村 直人君)

2ページの位置図の太い黒線で囲ってある部分が当初計画で住宅を建てる予定だった敷地部分になりまして、この中の黒塗り部分だけ計画が行われずに残っていました部分があったので、今回はそれを隣の田んぼと合わせて申請するというものでございます。

18番 (吉瀬 久司君)

分かりました。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかに質問、御意見ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第 52 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 農地用第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (竹村 直人君)

それでは議案書 3 ページをお開きください。

農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 3 件でございます。

それでは、最初に 1 件目になります。

場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。

4-1 で表示した場所になります。

上穂町区、[REDACTED] の南側 1 筆 768 m² になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、申請人は住宅と耕作地が離れた場所にあり移動に時間がかかっている、作業の効率化を図るため農地及び農業用倉庫に隣接した当地へ住宅を建てたいというものでございます。

農地法等でございますが、令和 6 年 5 月 20 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改、不許可の例外として集落接続で見ております。

続いて 2 件目になります。

場所につきましては 4 ページ右側を御覧ください。

4-2 で表示した場所になります。

南割区、[REDACTED] の西 1 筆 68 m² で、「4-2」の上の丸で囲ってある中の黒塗り部分が今回の申請地となります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用進入路及び住宅用地。

理由でございますが、申請人はこれまでの当地を庭と住宅敷地への進入路として使用してきたが、農地法の手続が取られていないことが分かったため、追認の手続を取りたいというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管埋設、付近に

があるということで見ております。

続いて3件目になります。

場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

4-3で表示した場所になります。

東伊那区、■の西1筆396m²になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、申請人は相続によって当地を取得したが、農地法の手続が取られていないことが分かったため、追認の手続を取りたいというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として非代替性で見ております。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

5番 (倉田 益式君)

1番です。

4ページの4-1を見ていただければ分かると思いますが、場所は

■の道を挟んで南の敷地です。■があるんですが、■と書いてあるところが■になります。その東の隣接地です。昨年、この水田を■が取得しました。

それで、今回は宅地にするということで申請が上がってきたものです。

中嶋委員と確認して、特に問題はありません。

以上です。

15番 (堺澤 務君)

2番ですけれども、4ページの位置図を見ていただきますと、4-2の黒塗り部分ですけれども、住宅を建てるときには分筆しただけで申請していなかつたっていうことで、今回申請するっていうことです。

現在、既に進入路と庭として使っておりますので、特に問題ないということ

で 10 月 1 日に倉田委員と確認しました。

以上です。

8 番 (滝沢 久美子君)

3 番です。

現地を吉瀬委員と確認しました。

こちらにありますように、この建物はもう多分 40 年以上前に建てられた建物なんですが、半分は宅地だったんですけど、奥の部分は畠に建てられておりまして、そのまま手続がされていなかったということでした。

それで、現状としても宅地になっておりますし、別に問題はないと思われます。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 53 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (竹村 直人君)

それでは議案書 6 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 5 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 7 ページ左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になります。

町 4 区、[REDACTED] の南 1 筆 401 m² になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在隣接する母屋にて 3 世代住まいであるが子どもが増えて手狭になったため申請地に住宅を建築したい、譲渡人は現在農

地の管理を親戚に依頼しているが耕作者が高齢となり管理が困難になったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外、第1種住居地域となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見ております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の東、計3筆1,107m²になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地造成。

理由でございますが、譲受人は市内で[REDACTED]を営んでおり住宅需要が高いと見込まれる当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域内となっておりまして、第1種中高層住居専用地域となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見ております。

続いて3件目でございます。

場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED]の南1筆2,435m²になります。

6ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は市内で[REDACTED]を営んでおり資材置場及び駐車場として使用するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成23年3月30日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改、不許可の例外として施設拡張で見ております。

続いて4件目でございます。

場所につきましては8ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東2筆、計523m²になります。

こちらは先ほど計画変更で説明させていただいた案件になります。

6ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが子どもが生まれ現在の住居が手狭になったことから新居を建てるために当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農地の管理が難しくなったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては 1 種、 10ha 以上、不許可の例外として集落接続で見ております。

続いて 5 件目でございます。

場所につきましては 9 ページ左側を御覧ください。

5—5 で表示した場所になります。

東伊那区、 [REDACTED] の南 1 筆 78 m² になります。

6 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人はこれまで当地を宅地の一部として使用していたが農地法の手続が取られていないことが分かったため追認の手続を取りたい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては消極的 2 種、不許可の例外として非代替性で見ております。

以上 5 件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明を 1 番からお願いします。

4 番

(小松原 ひとみ君)

1 番です。

9 月 29 日に小松委員と現地を確認しに行きました。

親戚から住宅を建てるためにもらうということで、転用許可が出されました。

汚水は公共下水に排出し、隣接する農地もないことから、問題はないと思います。

2 番です。

10 月 3 日に小松委員と確認に行きました。

住宅に囲まれた農地を所有する方が今後も耕作の意向がないため宅地として譲渡することでした。

譲渡人の方は当地を住宅地として造成することです。

それで、近隣農地への影響はなく、問題ないと考えました。

3 番です。

譲受人の [REDACTED] が隣接する農地を駐車場及び資材置場として譲り受けための 5 条許可申請です。

譲渡人は高齢のため農業をするつもりはありませんし、今現在は [REDACTED]
[REDACTED] でこの農地を使っているんですけど、そちらのほうからも了承を得ておりますので問題はないと見られます。

以上です。

3 番 (木下 亜紀君)

4 番は先ほど説明しました案件の 5 条申請です。

こちらは、農地を所有されている御高齢の方が今後も耕作することは難しいという事情もあり、こちらに新たに住宅を建設されたいという方と売買契約を結ぶという内容で、問題はないと見られます。

排水に関しましては集落の排水に接続すること、あと、近隣の農地に関しましても関係される農家の皆様の了承を得ているということでしたので、問題はないと見られます。

以上です。

18 番 (吉瀬 久司君)

5 番です。

ちょっとややこしくて申し訳ないんですが、今回の黒塗りになっている土地は、もともと「5—5」と書いてある畑の一部でした。それで、この道ができる段階で畑が分かれてしまったということです。今回の譲受人は [REDACTED] となっていますが、本当は [REDACTED] という方でして、[REDACTED] の自宅が道の下側にありまして、畑が分かれてしまったときに [REDACTED] に譲るという話であったそうです。

それで、それは口約束だったんですが、今回、譲渡人が自分の相続の関係で整理したら、こちらの土地がまだ譲渡されていないということが判明しまして、今回の手続となりました。

土地は [REDACTED] に譲ったんですが、今この家は留守でして、空き家になっております。それで、この家を相続された方が今回の譲受人の [REDACTED] という方になります。[REDACTED] は [REDACTED] に住んでいらっしゃる方なので、意見書のほうには、この土地を含め、そのほかにも [REDACTED] の農地があるんですが、その管理もよろしくお願ひしますということで一言付け加えておきました。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

会長 [「なし」と呼ぶ者あり]
(氣賀澤 道雄君)
議案第 54 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
(氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 55 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)
議案書 10 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 6 年 10 月 31 日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 449 m²、畑が 747 m²、合計で 1,196 m²でございます。

貸手が 2、借手が 6 です。

(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただきまして、11 ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いいたします。

以上、御審議をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
もし地元委員のほうで補足説明があればお願ひします。——よろしいですか。
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 55 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
(氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 55 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和 6 年第 10 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 | 午後3時27分